

2019年度(平成31年度)放課後児童クラブ代替支援員雇用条件(確定)

○業務内容

放課後児童クラブ利用児童の生活指導等

○勤務場所

岐阜市立小学校、児童館、公民館、旧岐阜養護学校、柳津生涯学習センター、民間施設等で開設する放課後児童クラブ

○勤務日

放課後児童クラブ開設日の内、勤務を依頼した日

○勤務時間及び賃金等(雇用計画に基づく)

【学校授業期間 開設時間：放課後～18:00・19:00】

雇用理由		勤務時間	時間	賃金 (@860)
1	支援員の休暇代替(随時)	13:30～19:15	5.75 h	日給 4,950 円
		13:30～18:15	4.75 h	日給 4,090 円
2	支援補助員の休暇代替(随時)	14:30～19:15	4.75 h	日給 4,090 円
		14:30～18:15	3.75 h	日給 3,230 円
3	支援補助員の補充(毎日) 加配支援員(毎日)	15:00～18:00	3 h	日給 2,580 円
		14:30～17:30		

【学校休業期間(春季・夏季・冬季・土曜日) 開設時間：8:15～18:00・19:00】

雇用理由		勤務時間	時間	賃金 (@860)
1	長期休暇支援員(毎日) ※クラブによっては午後に勤務 していただく場合があります。 支援員、支援補助員の休暇代替 (随時)	8:15～13:30	5.25 h	日給 4,520 円
		8:15～12:45	4.5 h	日給 3,870 円
2	支援員、支援補助員の休暇代替 (随時)	13:15～19:15	6 h	日給 5,160 円
		12:30～18:15	5.75 h	日給 4,950 円
3	支援補助員の補充(毎日) 加配支援員(毎日)	12:30～17:30	5 h	日給 4,300 円

○交通費

通勤距離が2 km以上かつ交通機関又は交通用具使用の場合、所定の費用を支給します。

片道使用距離 (km)			支給額(円)	
			1回あたり 支給額	1カ月の 支給限度額
以上	～	未満	0	0
2	～	4	120	2,900
4	～	10	170	4,100
10	～	15	280	6,500
15	～	25	450	10,500
25	～	35	700	16,100
35	～		900	20,900

【交通用具を使用の場合】

職員の通勤届の取り扱いに準じナビタイムで計測した距離により左表の額を支給します。

【交通機関を使用の場合】

所定の計算方法により算出した額を支給します。

【交通用具と交通機関を併用の場合】

交通用具の支給額と交通機関の支給額を合算して支給します。